

鶴岡市都市公園条例（平成17年鶴岡市条例第234号）第8条の2の規定により、鶴岡市赤川市民ゴルフ場の指定管理者を指定するため、その募集を次のとおり行う。

令和8年9月4日

鶴岡市長 佐藤 聡



1 募集対象施設

(1) 名称 鶴岡市赤川市民ゴルフ場

(2) 位置 鶴岡市勝福寺字前川原地内他

鶴岡市勝福寺字根木瀬162番

鶴岡市勝福寺字根木瀬160番4

(3) 規模等 ア 敷地面積 ・コース：173,395.71 m² (9ホール)

・クラブハウス・駐車場：1,714.00 m²

・機材庫・臨時駐車場：1,000.00 m²

イ 建物床面積 ・店舗（クラブハウス）：木造亜鉛メッキ鋼板葺2階建

1階 154.02 m² 2階 132.49 m²

・機材庫：木造亜鉛メッキ鋼板葺平屋建 115.93 m²

(4) 主な業務 ア ゴルフ場の管理運営

イ 施設の維持管理及び保守点検

2 指定管理者の指定期間

令和9年4月1日から令和14年3月31日まで

3 指定管理者の要件

鶴岡市内に主たる事務所（本社又は本店）を置く法人又は団体で、ゴルフ場の管理運営業務を行うことができるもの。

4 募集方法

鶴岡市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則（平成17年鶴岡市規則第61号）第2条の規定により、指定された様式により必要書類を添付して申請すること。

5 募集期間

令和8年9月25日から令和8年10月16日まで

6 その他

(1) 募集説明会

ア 日 時 令和8年9月25日 午後1時30分

イ 会 場 鶴岡市役所本庁舎 4階 401会議室

(2) 指定の可否

指定については鶴岡市指定管理者選定委員会に諮り内定の可否を文書で通知するが、鶴岡市議会の議決を経て指定管理者に指定される。